

今後のICT分野における国民の権利保障等の
在り方を考えるフォーラム（第8回会合）

1. 日時：平成22年8月25日（水）17：00～18：40

2. 場所：総務省第1特別会議室

3. 出席者：

（1）構成員（座長・座長代理を除き五十音順、敬称略）

濱田 純一（座長）、長谷部 恭男（座長代理）、上杉 隆、後 房雄、音 好宏、木原 くみこ、郷原 信郎、五代 利矢子、重延 浩、宍戸 常寿、中村 伊知哉、根岸 哲、服部 孝章、羽石 保、浜井 浩一、堀 義貴、丸山 伸一

（2）オブザーバ（五十音順、敬称略）

金田 新（代理出席）、嶋 聡（代理出席）、柘 一郎（代理出席）、長尾 毅（代理出席）、広瀬 道貞、渡邊 大樹（代理出席）

（3）ヒアリング対象者（五十音順、敬称略）

放送倫理・番組向上機構（BPO） 岡本 伸行、村上 勝彦、村澤 繁夫

（4）総務省

原口総務大臣、内藤総務副大臣

4. 議事

（1）行政による対応の現状と課題

（2）ICT分野における権利保障に係る枠組みの現状と課題（訂正放送制度）

（3）放送分野における報道・表現の自由を守る取組について

5. 議事録

【濱田座長】 それでは、定刻少し前ですが、大臣もおいでになりましたので「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」第8回の会合を開催させていただきます。

本日の会合も、これまで同様、完全公開で行わせていただいております。会合の様子はインターネットにより生中継しておりますので、ご了承いただければと思います。

本日は、宇賀構成員、楠構成員、工藤構成員、黒岩構成員、深尾構成員がご欠席と伺っております。また、郷原構成員、浜井構成員、NHK福地オブザーバの代理の金田専務理事は、所用により遅れてご到着するということをご事前に伺っております。さらに、KD

D I 小野寺オブザーバの代理で長尾渉外広報本部長に、静岡朝日テレビ河合オブザーバの代理で柘常務取締役、ソフトバンク孫オブザーバの代理で嶋社長室長に、N T T三浦オブザーバの代理で渡邊経営企画部門長にそれぞれご出席をいただいております。なお、総務省側では、長谷川政務官がご欠席と伺っております。

それでは本日の議事に入りたいと思います。夏休みもありましたので、前回から約2カ月が経過しておりますが、思い出していただきましたら、前回の会合から各アジェンダの項目について議論を深化していくという段階に入っております。前回、放送倫理・番組向上機構、B P Oの取り組みについて、より深く議論をしたいというご意見ございましたので、今回はB P Oのご協力を得て、このテーマを中心にさらに議論を深めていきたいと考えております。また、これに関連してアジェンダの中から「行政による対応の現状と課題」それから「訂正放送」を取り上げておりますので、これまでの議論等について、私のほうからご説明をしておきたいと思います。

まず、議論に入る前に大臣から一言いただければと存じます。

【原口大臣】 こんにちは。総務省の原口でございます。この権利保障フォーラムも第8回を数えましたが、毎回、精力的にご議論を賜りまして、また、大変お忙しい中、お時間をいただきまして、心から座長はじめ皆様にお礼を申し上げたいと思います。

今日は、今、座長がお話しになったように、B P Oの在り方、あるいは訂正放送、さまざまな課題についてアジェンダごとにご議論いただくわけでございますが、これまで同様、忌憚のない意見交換が行われるように期待をするものでございます。

先日8月15日、まさに65回目の終戦の記念日を迎えました。さまざまな今現在世界の情勢を見ても、教育の機能が失われて、そして、いわゆるゲマインシャフトという共同体が失われて、その中で自らの民主主義の基盤を再生産することができなくなれば、そこに何が起きてくるのか。テロへの脅威や、きのうもハイチに入っていたジャーナリストの方とお話をしましたが、日々の暮らしに大変追われる中で教育を受けられないとどういうことになるのか。麻薬やあるいはさまざまな犯罪に手を染めて、そして、そこから抜けることができない。まさに今日、皆様がご議論いただくテーマは、声をふさぐ者あるいは言論を一色にする者あるいは力でもって何かしら一人一人の権利を奪う者、それとの戦いだと思います。I C T技術の急速な進歩によって、私たちはよくガラパゴス化ということを言われますが、その負の面だけではありません。むしろ、移動体通信を中心として世界よりも、ヨーロッパよりも5年進んでいるんだ、アメリカより7年進んでいるんだ

という技術もたくさんございます。その中で常時人々がつながることによって生まれてくるもの、あるいは自らの権利が侵害されているということが意識されずして多くの泣き寝入りをしている者、こういった者にもしっかりと私たちは目を配っていかなければいけないと思います。

行政だけが大きくて司法の役割が小さくなれば、多くの人たちが泣き寝入りをします。行政だけが監督やさまざまな介入を強めて、立法府が弱ければ国民が置き去りにされてしまいます。私たちはさまざまなメディアを通じて人々が情報を入手できるようになっている現在、特定の企業の特定の端末を一部の国では規制しようという動きもございますけれども、コミュニケーションにおける権利に関しては、国際的にもさまざま議論が巻き起こっているところでございます。

今日、BPOの方もおいででございますが、表現の自由や国民の権利にかかわるあらゆる関係者が議論を深め、憲法が保障する人々の権利をしっかりと守るために私たちの行政はどうあるべきか。「砦」という言葉が厳しいと言う方もいらっしゃいましたけれども、私たちは自らの言論をしっかりと保障していくための組織の在り方というのは、どうあるべきかといったことについても、ご議論を賜ればと思います。

重ねて座長はじめ皆様に心から感謝を申し上げ、私の冒頭のごあいさつにかえたいと思います。本当にありがとうございます。

【濱田座長】 どうもありがとうございました。今、「言論の自由を守る砦」のお話もございましたけれども、前回の会合から「砦」という言葉、いろいろな議論が重ねられてきております。前回、大臣もお話しになり、また今もお話しになりましたが、単にある一つの特定の組織ができればいいということではなくて、広く組織の在り方も含めて事業者、関係団体、行政機関など、さまざまな主体が言論の自由を守る、いろいろな取り組みをしていくという仕組みを幅広く議論いただければいいのではないかと考えております。さらに本日も重ねて議論を活発に行っていただければと考えております。

それでは最初の議事の1のところです。「行政による対応の現状と課題」というところについて、これまでいろいろなご議論をいただいておりますので、そういうご意見を思い起こしつつ、少し私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料で「行政による対応に関するこれまでの主な意見」というものがございます。これをごらんいただければと思います。ここにこれまでいただいた行政による対応に関する主なご意見がまとめてございます。特に下線を引いてある部分をごらんいただければ

ばと思いますが、ある時期から、行政指導の根拠は広く解釈されるようになり、番組の問題に突っ込んだ指導がされるようになったというご意見。あるいは行政指導事案の背景・理由について、理由が全然説明されていないというご意見。あるいはBPOの放送倫理検証委員会が審議を見送った番組について総務省が嚴重指導する一方、BPOが訂正放送の検討を勧告した事例では、総務省が行政指導を行わないと表明したように正反対の姿勢があったというようなご意見。さらに行政指導も事業者の自主的取り組みもいずれも不透明なのではないかというご意見。あるいは恣意的な行政指導を防ぐためには、独立行政委員会が放送行政を担うことが重要ではないかといったようなご意見がございました。

そして、次の1枚めくっていただきますと、ここで少し頭の整理のようなことですが、放送番組に係る行政処分・行政指導の現状を理解する材料ということで、若干の法文とデータを挙げております。これはもう既にご承知の方も多いと思いますが、行政処分と行政指導の区別ということをここで一応対比して整理をしております。行政処分、堅い言葉ですが、これは行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為。そして、特にその中でも不利益処分というのは、特定の者に対して義務を課す、あるいはその権利を制限するという処分を行うということ。これが行政処分の特色であります。これに対して、行政指導のほうは、その右側をごらんいただきますと、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為である。そして、そこに特にこれが行政処分との違いですので明確に赤で示しておきましたが、あくまで相手方の任意の協力によってのみ実現されるものという性格のものでございます。あるいは、行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならないというような規定ぶりになっております。

私が学生のころは、行政指導の法令上の根拠がないではないかというようなことでよく議論になっていたのですが、今、行政手続法では、行政指導の仕組みはこのように規定されているということになります。これまでは、私が承知している限りでは放送番組に関して行政処分、不利益処分が行われた事例はないと承知しております。

それから、放送番組に関する過去の行政指導件数は、これはよくあるデータですが、大体こういう形になっていると。その内訳は、右のような円グラフの部分のとおりということで、これはまた議論のご参考にしていただければと思っております。

それから、時々議論でも出てまいります、番組問題に関する行政指導の事例として3ページ目以降に簡単なリストにしてまとめております。これは、時間的に新しいものから

の順番になっていますので、行政指導を行うようになった発端は、一番最後にあります6ページのところですが、昭和60年に起きたこうした案件ということです。これ以降、先ほどの2ページ目の棒グラフにありますように、過去の例を見ますと年によって多い少ないというものがあるようですが、こうした形で行政指導の行われている状況が見られるということでございます。こうしたものを素材にしながら、後ほど議論を出していただければと思います。

次に、もう一つの資料で「ICT分野における権利保障に関するこれまでの主な意見」、訂正放送制度の関連で少し材料をご説明しておきます。これは、今日の議事の2番目にかかわるものです。これをごらんいただきますと、先ほどと同じようにこれまでの議論でいただきました主なご意見をここでまとめております。これも特に下線部分をごらんいただければと思いますが、放送局側の故意・過失を市民が立証することに困難がある。だから、そうしてまた訂正放送を裁判で求めるということはできずに、放送事業者の自主的判断にゆだねられている点が問題ではないかということ。あるいは、訂正放送の事例は少ないし、全体としてまともな対応ができていないとは到底言えないという議論。それから訂正命令、反論権制度を導入するとしても、中立的な裁判所の判断というものが必要ではないかということ。あるいはまた、BPOでできることと司法的救済との役割分担が必要ではないかといったご意見がございました。

この話題がありました訂正放送それから取消放送の制度ですが、これも以前にも出てまいりましたので、ご承知の方多いと思いますが、放送法の中に定められているものでございます。この一番上に書いてありますように、放送の真実性の確保それから被害者の救済を図るという観点から、この訂正・取消放送の制度が設けられているということです。真実でない放送により権利侵害を受けた本人あるいは直接関係人、これは概要のところを書いてございますが、放送の日から3カ月以内にその放送を行った放送事業者に対して訂正放送を請求することができるということになっております。放送事業者は、事実でない事項を放送した場合、訂正又は取消放送をしなければならないということになっており、これは請求に基づいて訂正の必要があるとして訂正をする場合もあれば、自分でこれは間違っていたということで訂正放送を行うということもあるということです。

先ほどのご意見の1番目、訂正放送を裁判で求めることができず、放送事業者の自主的判断にゆだねられているという問題点にかかわることですが、これについては、2ページ目の一番下のところに、判決が2つ挙げられております。下から2つ目の最高裁の平成1

6年の判決というのがありますが、そこではこの訂正・取消放送制度は放送の自律性の保障の理念を踏まえた上で、真実性の保障の理念を具体化するための規定であって、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して私法上の請求権を付与する趣旨ではない。なかなか難しい言い方ですが、要するに訂正放送を行うか行わないかということについては、放送の自律性の保障という考え方を踏まえて事業者の自主性に任せている。何らかの訂正請求を私法上の請求権、裁判所に訴えて実現できる請求権として付与しているものではないという言い方をしております。ですから、最初の問題点、ご指摘のあった問題点をクリアしようとすると、この判決をどう考えるかということも議論しなければいけないということにもなっております。

訂正放送の方法については、「真相報道バンキシャ！」事件ですが、それにかかわるBPO勧告の中で言及されております。資料3ページ、3枚目のところに入れておきましたが、その勧告の中で訂正放送に言及している部分がございます。これは、下線部分ごらんいただければと思いますが、訂正放送の在り方について、本当に行われたことは十分だったかどうかということを十分に検討すべきである、あるいは訂正放送というもののふさわしい内容と形式について再検討をすべきだということを勧告の中で言っております。

それから4ページ目。これは諸外国の状況でございます。このようにいろいろな仕方で反論権のような制度を設けて、これを裁判所の判断にゆだねるといったような仕組みもとられている事例がございます。

以上、簡単でございますけれども、行政による対応の現状と課題、特に行政指導の問題それから訂正放送制度について、少し議論の材料をご説明させていただきました。これは今日、特にBPOにおいていただいて、そちらの議論を時間を多く割きたいと思いますが、BPOの役割にも関連するテーマでございますので、少しの間、これについて議論をいただければと思います。

どうぞ、どなたからでもご意見をいただければと思います。

【上杉構成員】 ジャーナリストの上杉隆です。訂正放送に関して、お伺いしたい点がありまして、ぜひ議題というか、今、座長のお話しされた部分に関連して教えていただければと思います。実は先月、私自身がこの訂正放送の当事者になるような事案がありまして、関西テレビの「アンカー」という番組の中で、野中広務元官房長官が事実に基づかない発言をして、それによって私の名前を出して批判をするという事案がありました。これ

に関しては、2日後に関西テレビが番組の中で訂正というか、野中さんの発言は全面的に間違いだったということを確認したんですが、ただ、その内容というか、時間帯が番組の一番終わりの1分間。ただ野中広務さんが生放送で発言して、私が書いていない記事、全く関係していない記事をもって、さらに私自身が批判されている記事をもって、何か勘違いをされて、私のことを無責任だ、取材もしないジャーナリストだということを公共の放送の中でおっしゃったわけですが、それについて、いわゆる人権侵害というか名誉の部分が回復されないままであるというのが現状です。ここでとやかく申し上げるつもりはありません。窺いたいのは、訂正放送というのは、一体どういう形のフォーマット、つまり例えば別の番組を作ってやるのか、あるいは番組の中でキャスターが訂正することも訂正放送に入ってくるのか、そのあたりもう一度きちんと伺いたいんですが。BPOの方でも、どなたでも。

【濱田座長】 私が承知しているところでは、これは先ほどご紹介したBPOの勧告の中にもあるんですが、訂正放送については、格別のフォーマットはないということです。それについて、ある事項が問題になったときに訂正をするかどうかということ、これは真実でないということが明らかになれば、これはきちんと訂正をしなければいけないわけですが、そのときの判断の基準、それからどういう形で訂正をするかというのは、基本的に放送事業者の自主性にゆだねられているという考え方です。ですから、今、上杉さんがおっしゃったように、本来自分としては、こういうふうに訂正をしてほしいんだという場合であっても、放送事業者の判断の仕方でフォーマットというのは、全然自分の思いとは異なってくるというのが制度上はあり得るということだと思います。

【上杉構成員】 関連でもう一つよろしいですか。こういう職業ですから、書いた記事に対しては、批判というのは甘んじて受ける、それはいいんですが、全く事実無根の内容で放送されたら、やはり今後の仕事上も厳しい、つまり、職業上も信用の問題もあって厳しいというのが正直なところですが、もう一つは、そういう発言をされた野中広務さんが依然としてまだ別の番組に出演をされているわけです。そうすると、再び同じような人権侵害事案を起こす可能性が否定できず、そういう出演者に対しての歯どめというか、そういう方をしばらくきちんと対応されるまで出演を見合わせるというような形というのは、制度上難しいんでしょうか。

【濱田座長】 当然のことながら、制度上そういう仕組みはないわけですが、そこで微妙になるのは、やはり一種の表現の事前抑制にならないかという問題が出てくる可能性は

あります。ある人が前に何か問題を起こして反省していないので今後の表現を一切させない。これは極端なケースですが、そういうことになると、それは一種の事前抑制になってしまう可能性がある。他方で、同じような発言をする可能性のある人を、これはあくまで一般論として言っているわけですが、あえてある放送局が出演をさせた、実際にその結果として問題のある発言が行われたという、その場合の放送局の責任が重くなるでしょうね。ですから通常、これは個人の権利保障から見れば大変残念なことではあるんですが、他方では報道の自由、表現の自由との調整で事前の抑制ではなくて事後の対応でできるだけ対処しようという考え方にならざるを得ないと思います。これは一般的な考え方だと思います。

【服部構成員】 この訂正放送について、幾つか原稿を書いてきましたが、いわゆる放送法上の訂正放送とおわび放送と混在していて、要するに法による訂正なのかどうかというのが全然見えてこない。先ほどの上杉さんのお話だと番組の最後の1分間にその放送をしたというのは、多分放送法上の訂正放送だったと思うんですが、その辺がすごく不明確な部分があるんです。明確にしたらいいというわけではないんですが、基本的には放送事業者が気がついたときに早目に訂正するということが最も大切なことで、他者から言われてどうにかするという話では本来ないはずなので、だからといって何が訂正放送なのかと。例えば今回出てきた資料の実施状況云々のところで、これはすべて放送法上の訂正放送だと思うんです。そうすると、それ以外にもたくさんされているわけです。ただそのときに放送事業者は、これは放送法に基づく訂正放送ですとは今までほとんど言ったことがないんです。そういう意味ではBPOの勧告の中にある訂正放送の形式というのを、ただ単に頭を下げるとか番組担当者が全員出てきて頭を下げればいいのか、そんなんじゃないかと、これは何に基づいてどのような措置を講じたなどということをも形式上しっかりしてほしいということも含まれているということをお伝えしたいと思います。

【濱田座長】 ありがとうございます。

【根岸構成員】 根岸と申します。自分も法律家なのに、こういう質問をするのは恥ずかしいのですが、ここで先ほど資料に基づいてご説明いただいたのは、放送法上の訂正制度ですよね。したがってこのような判決になるのはやむを得ないと思うんですが、何というか専ら私法上の問題としてこれを取り上げるということも私は可能なように思うのですが、そのようなケースというものはやはりないのでしょうか。個人の権利として侵害されたから、それについて訂正しろという私法上の多分根拠としてどれを

使うのか私、わかりませんが、例えば民法上の不法行為に当たる等として、それを訂正を求めるといふことはあり得るようにも見えるんですが、そういうことは余り議論にならないといふか、あるいはなっていないのでしょうか。

【濱田座長】 これは、名誉毀損の場合は、いわゆる謝罪広告とか、あるいは訂正広告だとかといふものを金銭賠償と合わせて請求するといふやり方はありますので、実際そういう司法上の制度はあるし、それからそれが使われているケースもあると思っています。これはそういった裁判所で争うといふ以前の段階でどこまでどういふことが可能かといふ議論を主にはしているものですから、そちらに行く前のレベルで少し議論が行われているといふ感じかと思ひます。

【重延構成員】 私は放送を作っている者ですから、たしか私の記憶では放送法第4条に規定があったように思ひんですけども、訂正放送で権利を侵害された者を同じ放送設備といふ言葉だったと思ひたんですが、それから同等の放送設備、相当の放送といふ、ちょっと抽象的な形ですけども、それが示されているように思ひて、私のほうとしてはそういう形で放送番組を作っているんですけども、たしか放送法第4条にありますよね。

【濱田座長】 多分、規定の枠はあるのですが、それでもかなり緩やかだといふのが現状です。ここにありますね、訂正放送制度の資料の3ページのところですが、「その放送をした放送設備と同等の放送設備の相当の方法で」と。何が相当の方法かといふところで幅が出てくるといふことですね。これをさらにぎちぎちとした法律に改正しようといふ議論はもちろんあり得ると思ひますが、どこまでそういう放送の仕方を法律で定めるのがいいのか、そこは表現の自由との兼ね合い、あるいは立法技術との関係も出てくるかもしれせん。

またご意見がちょっと訂正放送のほうに深入りしましたが、行政による対応のほうもご意見があればと思ひましたが、今日、さらにBPOの取り組みに関する議論をかなりやっていたと時間をとりたいと思ひております。

それでは、今、お話しした行政の対応それから訂正放送の問題、さらにBPO全般の在り方に関連して先ほどの「言論の自由を守る砦」の幅広いベースですね。そういう中で議論するといふことですので、その際に合わせてご意見等いただければと思ひます。

それでは、議事の3つ目です。放送分野における報道・表現の自由を守る取り組みについてといふところですが、ここで特に放送倫理・番組向上機構の取り組みに関するご意見をいただければと思ひます。前回、会合の後でBPOの取り組みに関する質問事項を構成

員の皆様方からいただきました。そして、それを取りまとめたものが資料に入っているかと思えます。そして、この質問事項について、BPOのほうから考え方についてご説明をいただくということで、今日はBPOのほうからお越しいただいている岡本様からご発表をお願いいただけるということでしょうか。よろしく願いいたします。

【BPO（岡本）】 BPOの岡本と申します。本日はよろしく願いいたします。

ご質問をいただきまして、それへのお答えを提出いたしました。四角い枠の下にアンサーのAと書いて、答えをできるだけ簡潔に記したものを提出しております。

まず、できるだけ簡単に心がけますが、この回答についての補足を口頭ですということにしたいと思います。

最初の質問につきましては、BPOの目的というものを概略記述いたしました。独立した第三者の立場での公平な判断ができるということにあると理解をしております。2つ目の点につきましては、このご質問の前段のご説明を見ますと、放送現場とコンプライアンスセクションを分けているようですが、私どもは3つの委員会とも視聴者の考え方もわかり、また放送の現場の考え方もわかるところで委員会は判断をされていると考えております。

2問目です。これまでBPOに対して、とりわけ2007年の放送倫理検証委員会発足後、好意的なご意見をいただいたこともあります。同じく好意的な報道に接したこともあります。本日のご議論で引用されているということもわかりました。しかし一方で、現在のBPOの果たしている役割ということには満足できないというご意見があるということも十分認識しております。そこで、お答えにつきましては、評価というのは私どもが自ら申し上げるよりも社会の方々に評価をしていただきたい旨を記述しております。ご質問の後半において、行政のバックアップ等、例示されておりますので補足して回答を申し上げました。既に出ているお話ですが、BPOは放送の世界で民間放送とNHKがいわば自律のあかしというものとしてつくったわけであります。ただし、その一方でその活動の中核の委員会は、運営している放送の世界とは独立して、時に放送の世界に対してブレーキをかける、苦言を呈するということも含め、独立した判断をお願いしているという活動です。いわば放送の世界を放送の者が自分で解決していくというところに意味がありますので、ここに例示されましたようなバックアップ等は必要がないという考えを述べております。

最初のパラグラフに戻りますが、そのような微妙なバランスの上でできている組織でありますので、BPOというものをつくったそのことによって、一般の皆さんの評価をいた

だくというよりも、その後のここに書いてありますような毎月の活動の積み上げ、節目ごとに行われます勧告や見解などの判断に対する評価、それらが積み上がってBPOの評価というものが徐々に確立していくものだと思っています。そのような考えを込めまして、日々の活動に十分努めるという旨を書きました。

次のページですけれども、現在のBPOを考えまして、この1行目から2行目に例示してあることは、後にも述べますが、BPOの課題だと考えております。したがってBPOの事務局としましても、まだまだ工夫をしなければならない余地があるという考えですので、現在の仕組みの中でより活動を充実させていきたいという考えを述べています。

審議・審理等につきまして、例えば放送倫理検証委員会は、虚偽というものにつきましては審理、そのほかのものと一口で申しますが審議とか手続について一部定めたものはございます。申し立ての制度をとっています放送人権委員会は、申し立てができる方、申し立ての内容、その期間等の定めがございます。ただ、ご質問の意味合いをどういうところを基準にして、本格的な議論に入るのか、また結論について見解、勧告というものは、どういうことを基準にして判断をするのかということにつきましては、ここにありますように放送法から始まります放送事業者が定めた基準ののっとり、事案ごとに委員会が判断しております。その結果については、先ほど申しました評価をいただくという立場からできる限り広く公開をしております。勧告・見解につきましては、全文ホームページで公開をしております。お手元の資料は、3つの委員会のうちの1つの、今は放送人権委員会、かつてBRCと呼ばれた委員会の判断基準となっております。どういうふうな判断をしたかという内容をとりまとめたもので、ねらいは放送の現場での実践的な指針として役立つというところであります。そのエッセンスを前半部に整理して記載した上に、およそ100ページから後は前半の一つ一つではわかりにくいという部分について、主に事案の判断内容、そのポイントはまた字の色を変えています、判断内容をやや長く引用いたしまして、現場での番組制作、ニュース取材の指針として使っていただくというつもりでつくりました。これはかなりもう古くなっておりまして、今年の秋に2010年版を作る予定にしております。その間にこの基準から10件程度増えましたので、途中に1つ追加の資料を作っております。この判断基準は4,000部制作いたしまして、構成員の放送局に配付をいたしました。さらに放送局から余部というご要望がありました場合、それから外部の研究者の方等から要望がありました場合には実費をいただいております。

IIの2につきましては、特段補足することはありません。この特別調査チームは、先ほ

どお話に出ました「バンキシヤ！」のケースでありまして、BPO検証委員会の調査顧問と弁護士2人、それから委員会の委員2人の計5人で構成をいたしました。

次のページⅡの3ですが、1回視聴したことがあるといたしますのは、検証委員会の1件目の事案でありまして、これは内部告発が内容になっているものでございますけれども、その内容を確認するというので放送局に申し出て委員が放送局に出向き、内部告発者がわからないような、加工を放送局にお願いした上で視聴をしたというケース、そういう意味ではかなり特殊なケースとして1件あります。

Ⅱの4。ここに書かれております内容からいいますと、審理ということになりますが、現在までに2件あります。ここに書いた以上類型化してお示しするということは特にできないと考えております。

Ⅱの5。質問の中の「事前に」という意味を「一般的に」という意味合いに理解をいたしました。事案の検証の中で番組が出ていくまでに制作過程であるいは番組が放送された後の局内での評価、チェックというものがどうなっているかということをお尋ねするということはありません。しかし一般的に事業者のこのような体制がどうなっているかを広く業務として調べていくことはしておりません。

Ⅲの1です。ここで書かれておりますように、認知率の調査を行ったことはございません。それを探るものとして、このように記載をさせていただきました。後に述べますが、視聴者意見は増加傾向にありますし、一番歴史の長い放送人権委員会で申しますと、設立後10年程度までは1年間に2件程度の事案というのが普通でしたが、現在は毎年4件から5件ということで、一般への認知もそこを手がかりに考えれば徐々に広がっているのではないかと推定をしております。

Ⅲの2、BPO発足時の2003年の2月にNHKと民放連が基本合意書を交わしております。その中でここにありますとおり、BPOの委員会から放送倫理上の問題点について指摘を受けた局は、その再発防止策等、その取り組みをBPOに報告するというように決められております。民放連の中の取り決めはさらに具体的で3カ月以内に報告をする。それについて、BPOの委員会が意見を述べて、それを公表することも認めるという内容になっておりまして、NHKもこれに準じて今まで行っております。ホームページで決定をごらんいただきますと、決定本文とその次に原則として局からの回答文は全文併せて並置して公表しております。またその中で疑問が呈せられたという場合は、さらにその疑問に対しての委員会の回答を載せているケースもございます。そういう意味では、放送局の

取組事案につきましては、報告を受け、委員会の中でそれについて検討した上で、その検討内容はBPO報告に出るわけですが、その回答そのものについては、決定文と合わせて公表するという形をとっております。

さらに委員会と、とりわけ放送局の制作現場の距離をできるだけ近くするという意味合いで、ここに書かれたような認識に基づきまして、委員会調査役が出かけていく会、それから事例研究会、これは後ほどご説明しますが、いずれも現場の人と委員会の委員が直接会って意見を交換する会ですが、そのようなものを増やしております。

Ⅲの3の萎縮効果ということにつきましては、委員会の毎回毎回の議論の中、あるいはそのほかの場所でも十分にこれを意識して議論を進めていると考えています。原則となる、例えば1つの考え方としましては、昨年7月に検証委員会の委員長談話が出されました。これは、先ほどの行政指導の資料の一番上にあるケースを巡っての談話を出しておりますが、そこでも第三者機関であるものとはいえ、その意見等が真に必要な範囲を超えて出されるときには、番組制作者の意欲をそぎ、豊かで多様な番組を萎縮させる効果を持ちかねないのであり、かえって放送の質を向上させるという根本目的に反するという趣旨が述べられておまして、萎縮というものについては強く意識した委員会運営がなされていると思います。また、そのようなことに関しましても、先ほどご説明しましたさまざまな機会を通じて、とりわけ放送現場の方々の意見をお聞きするというところに努めているところで

す。

Ⅲの4の地方の問題ですが、これもほぼ意見を聞く会を開いているという面では同じです。検証委員会は、今年秋初めてのケースですが、地方で意見交換会を開くということで現在計画をしております。人権委員会は、これまで地方で9回の、年に1度という形になりますが、意見交換会を開いております。また、ここに表記しておりますように、今年度からの試みとして調査役が地方の放送局の研修会あるいは勉強会でお話をさせていただく上で、今までは放送局に旅費等を負担していただきましたが、これはBPOの負担でということのできるだけの活用をお願いしております。

Ⅲの5のBPO報告は、配付されているこれが月例の月1回の報告で、3つの委員会と視聴者意見の主なものについて書いてあります。7,000部を印刷して放送局の規模に応じて部数を変えて配付をしております。3,000部程度は、放送局の番組審議会で読んでいただくというねらいで番組審議会にお送りをしております。局内での周知の便ということで、紙ベースで出た後にBPOからメールで情報としても各放送局に送っています。

IVの1、視聴者意見の概略はここに書かれているとおりで、昨年度は非常に多くなりました。

IVの2について、少し長く説明します。視聴者意見をどのように使っているかということとは、ここに書いてあるとおりですが、わかりやすくするために例えばということで申し上げます。月曜日に届く意見は、届くと同時に担当者、これは視聴者対応5人で構成をしておりますが、電話なりメールなりで届きますと、資料化を始めます。おおむね翌日火曜日の午前中をめどにこれをA3判に資料化をいたします。1日50件を超えるというのが普通のペースです。それにはどちらの方か、年齢、性別等の情報、それからご意見の概要、どの番組の何日放送分かということを一覧化いたします。多い場合は、6ページか7ページになります。これが火曜日に事務局全員に配られますが、担当の委員会の調査役が自分の担当の中で問題となる、あるいは何らか注目すべき意見はないかという仕分けをいたします。そして、水曜日の朝に私どもも出席いたしますが、担当調査役、視聴者対応の人が集まって意見のすべてについて検討をいたします。すべて一つ一つ取り上げるという意味ではありませんが、ある日届いた意見のすべてについて検討して、情報の共有化を図ります。例えば、2つの委員会にまたがると考えられる場合、どちらの委員会で先に取り組むのかとか、この意見については、放送局にこういうことをしようと思っているとか、という報告があり、いろいろ意見が出ます。ただこれは原則でありまして、特に急ぐ場合、今の例で言いますと、月曜日に意見が到着しましたら、視聴者対応からこれは緊急だというものにつきましては、すぐ担当の調査役に回されますので、お答えの内容は原則であって、緊急時はいつでも早く解決するということが心掛けております。説明が前後しますが、届いた意見は、放送局のわかるものについては、すべて放送局に1週間に1度を単位として送ります。09年度のその実績は、133社1万3,700件となっております。

お尋ねの後半にご提言をいただきましたが、ここに書きましたように放送局にはBPOに届く意見の恐らくそれよりも非常に多い数が同時あるいはより早く届いているはずであります。また、放送局は番組の企画から取材、制作、放送までの情報をすべて持っておりますし、どのようにチェックしたかということもわかっているわけです。まずこのようなことを行うとすると、放送局での試みとして行われたらということが私どもの考えであります。また今お伝えしましたように、私どもはどうしても1週間に1度の取りまとめというのが原則になりますので、スピードということも考える要素となろうかと思っています。ご質問は、意見について相当数について、このようなことをしたらどうかというご意見と

思い、このように回答いたしました。先ほど言いましたように、決定後の放送局の意見、それから青少年委員会で放送局にこの番組はどういう考えでつくったのかと、番組について回答をお願いする場合があります、その回答はすべて公表しております。したがって、ご趣旨と少し異なるかと思いますが、年菅およそ10件から15件程度のものにつきましては、放送局の考え方はすべて全文BPOのホームページ等で公表しております。

Vその他の1は、ここに書かれておりますような仕組みで、もともと中立性を理事会に持たせてありますが、委員会の委員は外部の有識者、この外部という意味は、前にあります放送事業者の役職員以外という意味ですが、その役職員以外で構成される評議員会が選ぶということで理事会は関与しないという形をしております。主に決定を出した場合に、それに対してのご意見を視聴者からもいただきますけれども、中立性を問題にして決定等に対し意見が届くというのは、私はほとんど気づいておりません。

Vの2、総務省の行政指導につきましては、さまざまな場所で発言がありますが、その中の代表的なもの。3委員会の委員長名で出された声明の中から抜粋をいたしました。そのほか先ほど申しました昨年の7月の検証委員会、委員長談話でも同趣旨のことが触れられております。

Vの3のご質問は、宍戸先生の政治問題を含めて政府による行政指導をするということ。を重く見てくださいのご質問だと思っております。最初はまず放送局が行うべきではないか、次に委員会でどう取り上げるかは、可能性としましては検証委員会。人権委員会は広い意味の公平の取り扱い規定を作っておりますが、今まで適用されたのは1件、裁判の判決の報道だけあります。

Vの4から最後まで、現在のBPOの目的、それから成り立ちからいきますとこれらが主要な目的、業務ということにはなりませんというのがお答えでございます。ただ、ご質問の前段のご説明を読んだりしましてお答えしますと、BPOは主に放送局に向かってきちんとした取材、きちんと視聴者に説明できるような放送を求めているわけですので、それが広い意味でのメディア・リテラシーに重なり合うところもあると思いますし、青少年委員会の試みなどはその一部に重なるという点もあると思います。また、コマーシャル等についても、視聴者意見の中には当然入ってきますので、それを当該局に送るという形では私どもの仕事の一部となっております。

以上で説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【濱田座長】 どうもありがとうございました。

それでは、今、ご説明いただいた内容について、ご質問等いただければと思いますが、最初に郷原さんのほうから資料を出していただいておりますので簡単に説明と、もしご質問がありましたらいただければと思います。

【郷原構成員】 配付していただいた資料は、2007年の秋の衆議院総務委員会での審議の中から、私の参考人意見陳述とそれに関する部分を抜き出したもの、それからその中で触れました、そのとき配付資料にいたしましたメディアコンプライアンス研究会というのは、我々が私的に開催した研究会の研究メッセージ、そしてそのメンバーが記載した紙です。

これを改めてお配りした趣旨は、BPOの検証委員会が設けられたというのは、一体どういう経緯であったのかということをも改めて思い起こしていただきたいということが第一の理由です。ちょうど例の「あるある大事典」の問題とか、不二家関連報道の「朝ズバッ！」の問題など、いろんな放送をめぐる不祥事が多発して、それを受けて放送法の改正でこういうような問題放送についての総務省の権限を強化するという動きがあった。それに関して、そういった動きの中でBPOの検証委員会というのが設けられて、そういう問題放送、虚偽、捏造のような放送に対しては、放送局側の自主的な取り組みによって対応するんだということで、それをまず、その効果を見届けようということで放送法の改正の中の総務省の権限の強化というものが見送られたわけです。そのときの議論、放送法の改正に関する質疑の模様を改めてここで資料としてお出ししたものです。

問題は、このときに最初の審議入り事案になりました不二家関連報道に関する「朝ズバッ！」の問題です。先ほどもお話の中に出てきましたけれども、この問題について、果たしてBPOの検証委員会が十分に機能したと言えるのかということに関して、私はこのときに総務委員会で「全く評価できない」ということをこの中で言っているわけです。これをごらんください。そして、このメディアコンプライアンス研究会の研究メッセージの中でもさまざまな問題点を指摘しています。要するに、検証委員会が一体どういう基準に基づいてどのような役割を果たすのかということ自体が非常にあいまいであると。そして、その虚偽、捏造という問題に対して、どのような調査が行われるのかと。どういう場合にどういう組織を立ち上げて調査をするのかということ自体もあいまいだと。こういう状況のもとでは到底虚偽、捏造の問題に対して十分な機能が果たし得ないという問題を指摘しているわけです。このときにこういう問題を指摘されたことが今一体どのような改善状況になっているのかということをお聞きしたかったというのが、私が重ねてBPOのほ

うから来ていただきたかった、お話を聞きたかった趣旨でして、とりわけ民放連の広瀬会長のほうからもBPO検証委員会を立ち上げられた当初は十分ではなかったけれども、今は非常に十分な機能を果たしているんだというお話がありましたので、そこでどの程度当時と違うのかということをお聞かせいただきたいというのが、今回私が特に聞きたかったところです。ですから、当時指摘された問題がどういうふうに変更されたのかということをお聞きしたかったわけです。

当時指摘された問題がどういうことだったかと言えば、これは詳しくはこの委員会の質疑の状況を見ていただければわかりますけれども、要するにこういう問題だったんです。この不二家の問題に関する「朝ズバッ！」の報道というのは、半月間に3時間40分という異常な時間を使って毎日毎日徹底的に不二家をたたくというような放送をしたわけです。その中には、連日顔なしの映像が山ほど出てきて、その中で不正確なもの、真実性に問題があるものが多々あったわけですが、その中で1つ明らかにこれは捏造ではないか、テープのすりかえではないかという疑いを持ったもの、これが平塚工場におけるチョコレート賞味期限切れのものを再利用しているという報道があったのに対して、これは実は証言というのが平塚工場でカントリーマアムというクッキーを再利用しているという内容の証言、それも平塚工場はカントリーマアムを作っていないわけですから、全くでたらめなんですけれども、でたらめだとわかっているのに、それをチョコレートの証言であるようにすりかえて報道したのではないかという疑いについて、この1点について具体的にBPOの検証委員会の審議を求めたというのが第1号事案だったわけです。結局当初放送局側がすりかえの事実も全く否定していたのが、BPOの検証委員会の審議の過程で「確かにカントリーマアムについての証言をチョコレートについての証言として放映した」というところは客観的に認められるということになりました。そういう意味では検証委員会の審議が行われた効果だったと思います。しかし、それについて結局どういう結論になったかというと、まさにこの「見解」で述べられているんですが、「カントリーマアムをチョコレートと勘違いしていた」と、担当者が。悪意はない、だから捏造ではないという結論で終わってしまったわけです。結局それによっていろいろ言われていたけれども、結論としては捏造ではないとBPOにお墨つきをもらったということを公言したというのが、この件についての放送局側の最終的な態度でした。それに関して、この国会の委員会の中で私が指摘しておりますのは、実はこの担当者というのが、カントリーマアムとチョコレートの違いを明確に認識していて、平塚工場がチョコレートがつくられていないということも十分

に認識していたという根拠をここで出しているということです。要するにこういう事案において、BPOが本当に事実がおかしいということに気がついて、それを指摘するような機能を果たしてもらわなければ、当初期待された機能が到底果たせないのではないかという問題をこのとき指摘したんですが、そういったことについて、現在は十分に機能を果たしていたと言われるのであれば、その点についてもう少し具体的に現在はどう違っているのかということの説明をしていただきたいというのが私からの要望です。

【濱田座長】 何かBPOのほうで今の点、ございますか。

【BPO(岡本)】 具体的な不二家の事案についてのお尋ねにつきましては、3年前の8月6日に見解ということで結論が示されておりますから、私の立場でこれに対して、何らかの今のお尋ねについて、お答えをするということは適切でないと思っています。

【郷原構成員】 そうではなくて、今は当時とは違って、こういうような調査方法とか審理方法の向上、格段の進歩があるんだということであれば、当時とどう違うかということを示していただきたいということを言っているわけです。

【BPO(岡本)】 それもご回答の3ページで回答をしておりますけれども、審理ということに限れば、2件目ですけれども、その方法の基本的な進め方ということについては、変わりはないと思っています。

【郷原構成員】 変わりはない。それから審理と審議の、あるいは勧告と見解についての基本的な考え方が示されていないんじゃないかという点についても、先ほどお答えになったように、基本的な考え方というのは特に明示はされていないということですか、区別というのは。

【BPO(岡本)】 はい。2件目になりました「バンキシヤ！」につきましては、結論が勧告でありましたから、不二家のときと結論が違ってきます。それについては、ブックレットという事案の概略をまとめたものの中で委員長が結論がどういうふうになったのかと、一方は明白な虚偽放送であるとか、結果の大きさとか、ということをもって説明をされております。手続上は、大きな変化というものがなく、そのときごとにその内容に応じて結論も決める。これも先ほど申しましたことの繰り返しになりますが、そういうふうなことで進めています。

【濱田座長】 まだ郷原さん、おありでしょうが、ちょっとほかの方にも発言、質問等のチャンスを差し上げたいと思います。いかがでしょうか。

【上杉構成員】 非常に基本的なというか基礎的な質問で申しわけないんですけれども、

BPOの、例えば勧告とか見解とか出されることがあると思うんですが、そこに、どれぐらいの権限があるのか。つまり放送局に対してどういう形での指導とかあるいは権限をもって出されるのかというようなことをもう一回、非常に簡単なことなのですが、教えていただけますか。

【BPO（岡本）】 結論は、勧告、見解、意見と何種類かありますが、当該の放送局がはっきりしている場合は、その放送局に通知をし、それに続いて一般に公表をします。記者会見という形をとるのが普通です。それは、例えて言いますと、放送局に対して助言をし、改善を促すという立場です。放送局は、出された決定については、尊重、遵守をするという形で実効性の間が橋渡しされているという形です。はっきり申しますとBPOが出すものについて、強制とか命令とかということではありません。受け取った放送局がそのまた自主性の中で判断をしていただくと。ただ、その枠につきましては、今、申しましたように、最初のスタートのときの取り決め、今の規約にもありますけれども、出された結論については、遵守、尊重するという立場を明白にされております。

【上杉構成員】 関連ですが。ジャーナリストの上杉です。その点で言うと、違和感があったのが、BRCの冊子で、今日いただいたものですが、218ページですが、民主党代表選挙の論評問題事案の件、これは申立人は当時の野党の仙谷由人さんと枝野幸男さんですが、この部分でBPOの見解として、最後「したがってこの点に関する放送についても、公正な論評の範囲内であって全体として違法性がない」とおっしゃっているんですが、BRCに違法性を判断する権限というのはあるんでしょうか。

【BPO（岡本）】 名誉毀損を主な訴えの理由とされた場合は、権利侵害という言い方があります。この事態についての違法性というのは、今にわかには私にはわかりませんが、見解について、一言で言うと問題がないと評価した結論と思います。

【上杉構成員】 いや、これは違法性はないと書かれていますよね。

【BPO（岡本）】 218ページですか。

【上杉構成員】 司法判断をBPOはできるんですか。

【BPO（岡本）】 司法判断という意味では到底、全く違う世界です。

【上杉構成員】 法律的な判断、文言としては、違法性はないと書かれているんですが、これはどの程度の強制力があるのかというところですが。

【BPO（岡本）】 共通する考えとして。BPOの委員会の結論は、強制とか指示とか命令ということはありません。そこは協力関係の中での次の段階に進むということになっ

ております。

【上杉構成員】　　ちょっと、私どうしてもわからないんですけれども、どなたか説明してくれますか。

【BPO（岡本）】　　今、ご指摘のあったところについての私の理解は、名誉毀損……、「公正な論評の範囲内で全体として問題とすることはない」という趣旨がここで書かれていると思います。その法律的な判断をBPOの委員会がするという意味合いでの違法性という言葉遣いではないと理解します。

【服部構成員】　　今の上杉さんの質問はよくわかるんですけれども、基本的には人権委員会は人権という法に定められた名誉とかさまざまなものが侵害されたかどうかという意味では基準があるんです。だけど倫理検証委員会、僕はメンバーですから逃げるわけではないんですが、そういう意味では基準がなかなかできない。事例をたくさん集めていっても、そのたびに新しい事例の新しい対応が出てくるだけなんで、そういう意味では違法性を判断は司法にかわってしているわけではなくて、もしこの人権委員会で出てきた結論について、不服がある場合には司法判断にゆだねるという形の当事者がいることだで大いにあり得るわけで、そういう意味では司法判断とは違った権利、法的な判断とはちょっと違うんですが、法にのっとった形で議論をしているというか、検討していると考えてもらったほうがいいんじゃないかと思います。

【原口大臣】　　217ページをごらんいただくと、やはり司法的な判断をBRCがしているのではないかと。つまり、上から赤字の「真実若しくは事実とみなす上で相当性があるときは、その違法性は阻却される」と書いてあるんです。それから②の真ん中ごろから下のほうです、「本件放送については、違法性を認めることができない」。まさに司法的な判断をBRCがしている。若しくは司法的な判断についての見解をここで述べていると言わざるを得ない。とすると、それはBRCのどの権能に基づくものなのでしょうか。そこは明らかにやはり議論がされなければいけないところじゃないかと思いますし、大臣が質問して申しわけないですが、「BPOへのご質問へのお答え」の最初のところで、「視聴者の基本的人権を擁護するため、放送上の問題に迅速的確に」と書いてありますけれども、この「視聴者の基本的人権」とは何を指すのか、そして「視聴者」と限った理由は何なのか。つまり、多くの先ほどの訂正事案についても、視聴者ではなくて、上杉さんがおっしゃった事案で言うと、上杉さんが放送された、視聴者ではなくて、その側の人権というのは、ここには入っていないのか。それから自律のあかしというふうにつくったと書い

てありますが、何からの自律としてBPOというのがあるのか。そこの基本的なところを教えていただければと思います。

【BPO（岡本）】 視聴者には訴えた方も入るという理解です。訴える方、申し立てをする方、例えば人権委員会の申立人。

【原口大臣】 それも視聴者で大ぐくりしているわけですか。

【BPO（岡本）】 はい。

【原口大臣】 視聴者の基本的人権とは何を指すのか。

【BPO（岡本）】 視聴者の基本的人権、名誉等の人権ということにつきましては、放送によってそれらが損なわれたと感じた人、受けとめた人です。

【原口大臣】 私たちは、消費者基本法というのをつくりました。そのときの消費者の権利というのは、安全な環境において情報を取捨選択できる権利とか、あるいは情報の受け手にとって教育を受ける権利とか、基本的な権利については、消費者基本法については明記しているんです。視聴者の基本的人権というからにおいては、これの項目は一体何なのか。単に自分の権利が侵害されたという場合だけなのか、あるいは先ほど申し上げたような選択肢がしっかりと示されているとか、そういったものを入れるのか。世界消費機構、C Iにおける8つの権利というのがありますけれども、そういったものも念頭にあって視聴者の基本的人権とおっしゃっているのか。そのところはどうなんでしょうか。

【BPO（岡本）】 今、例示された件については不勉強で私はよく存じませんが、1つは人権委員会は、放送によって傷つけられたと思った人が申し立てたという制度を使って私が迷惑をかけましたという形で出てきます。次に2007年に新しくできました検証委員会は、そのような個人という考えを離れまして、虚偽の放送でその目的に書かれておりますけれども、視聴者に著しい誤解を与えた場合という趣旨が述べられています。したがって、委員会によって違いますけれども、この視聴者というのは放送によって影響を受けた人、それが個人の場合もあれば、視聴者全般が影響を受ける、間違った放送で。そういうことを含んでいます。

【長谷部座長代理】 先ほど上杉構成員からのご質問ですが、ここで問題になっているのは、名誉毀損が成立するかどうかということが論点ですね。違法性があるかないかという問題について、委員会が見解を出しておられるんですが、これはあくまで裁判所の確立した先例がございますので、それをもとにして違法性があるかないかを判断をする、すると違法性はないとなるのではないかと委員会が言っていると。その限りの問題であって、

だからといってこの委員会の判断が裁判所の出した結論と同等の重みを持っているという話ではないだろうと思います。ですから、申し立てをされた方々がやはりこれは名誉毀損なのだとお考えなのであれば、別途裁判所に自分の名誉が毀損されたということで訴えることは、これは完全に自由で、それは別途裁判所の判断を受けられるというものと受けとっていただければと思いますけれども。

【上杉構成員】 すみません、上杉ですが、裁判所の過去の判例に基づいて名誉毀損の部分で違法性がないということはわかったんですが、そうしたら例えばその部分をきちんと明記して、要するにこのように司法判断と取られてしまう可能性もありますから、当然ながら違法性はないと思われるとか、あるいは違法性という言葉を使わないで、少し誤解を招かない……。

【長谷部座長代理】 それは、書きぶりとしてどういう表現が適切かというのは、いろいろなご見解はあろうかと思えます。BPOというのは、そもそもそういう組織だということでご了解をいただければということですのでけれども。

【原口大臣】 もっと言うと、違法性について問われても答える権能もなければ、それについては、先ほど郷原さんの質問についてお答えできませんとおっしゃった、あの答えでいいんじゃないですか。

【長谷部座長代理】 ただ、ここでは単に申立人の方々、ご自分たちの名誉が毀損されたという主張をしておられるわけですので、委員会として、それは確立した司法判断の先例の物差しに基づいて判断したときに本当に名誉が毀損されていると言えるか否かということについて、委員会としての判断を出されるということ、それも有り得ることではないかと私自身は思っておりますけれども。

【原口大臣】 法的な判断は司法にお任せすれば。

【長谷部座長代理】 ですから、これで当事者の方々が納得いかないということであれば、さらに司法の判断を受けられるというのは、それは当然可能で、それがあつことを前提にしてここでは第三者としてのBPOの判断が示されているということです。

【郷原構成員】 今の関連ですが、よろしいですか。

【濱田座長】 どうぞ。

【郷原構成員】 BPO、委員会の目的ということに関連するんですけども、今日配られているこの「BPO報告」の中に最近の事例が書いてあります。農水大臣が外遊中にゴルフをしていたというような問題報道ですけども、またこれも「朝ズバッ！」で、結

局同じようなことばかりやっていると思うんですけども、その中に結局これは審理入りをしないということになったようですが、その理由の中に一番左の下のほうなんですけど、「倫理上の問題というよりも、取材者として、報道担当者としての資質の問題とも言えるのではないかと。そうならば、この委員会で議論する問題ではない」と書かれているんですけど、こういう考え方ですか。要するに、まともな放送をするような資質を持っていない担当者がやっているというのは、放送局として倫理上、重大な問題だと思うんですけども、そういう資質の問題は、放送倫理の問題じゃないという考え方が堂々とここに書かれているというのは、どういう趣旨なのか、これでいいのかと思うんですけども。

【BPO（岡本）】 この部分の取りまとめにつきましては、同じページの左のむしろ上のほうです。「委員の主な意見」としてこういう考えの表現もありましたということの紹介がこの黒い丸でつけられたものです。

【郷原構成員】 こういう考え方はとっていないということですか、BPOは。

【BPO（岡本）】 その考え方は左の上の「委員会は」という最後のパラグラフになるということです。

【郷原構成員】 一応、紹介されているわけですよね、こういう見解も。これについては、どうお考えでありますか、こういう資質の問題は倫理の問題じゃないという考え方に對して。

【BPO（岡本）】 これは、意見を紹介するというのは事務局の立場ですから。この中の意見のそれぞれの評価というものは、今、私が述べることではないと思っています。

【服部構成員】 この問題は、個人的な意見の1つだと思います。委員会が総論としてこれがあつたならば、今の郷原さんの意見は大切な指摘だと思いますが、本来委員会として、あるいは僕もメンバーの1人として思うのは、現場で解決してくれる、例えばTBSの今度の問題についても、TBSはそれなりの訂正放送というかおわび放送と局内処分とそれからさまざまな今後どうしたらいいのかということに対する対策を行っているわけです。そういう意味で審理・審議の対象にしなかったということがあるので、現場で解決、解決したと見るかどうか問題がありますけれども、現場で対応するということが第一だと。それに対して、BPOなりあるいはさらには総務省が行政指導、後で言いますが、行政指導するということが自体が先ほど紹介の中にあつたように、かなり放送の現場を萎縮させてしまうことになるんだということは、我々としては肝に銘じておかなきゃいけない。それが「言論の自由を守る砦」を根底から壊していくことになると思います。

【郷原構成員】 あくまで自主的な対応が重要だと思うんです。現場の対応が重要だと思うんですが、現場でどこまでちゃんと原因を突き詰めて二度とこういうことが起きないようにしたかということが重要だと思うんです。そういう意味では今回のこの例も不一家問題の例も同じようなものです。何でそんなでたらめをやってしまったかといったら、みんながうわっと報道して不一家は悪いやつだと思っているから、このぐらいやったって大丈夫だと思っちゃうんです。これだって農水大臣は、何か外遊やって責任果たしていないとみんなが思っているから、やっしまえと、とりあえず。それがこういうような結果を招いている。結局、というふうに使われてもしようがないんじゃないかと。その原因が突きとめられてないということは、やはり審議の対象にして、きちんと検証を行われたのかどうかということを確認する必要があるんじゃないかと私は思います。

【服部構成員】 それはホームページ上載っているTBSの回答とか我々の意見の全文を読んでもらえば、その辺は理解されると思いますけれども。

【上杉構成員】 ジャーナリストの上杉ですが、先ほど申し上げたのが民主党の部分に関しての放送なんです。BRCの冊子の前のほう、「たけしのTVタックル」に関しての国会不規則発言の部分では、申立人藤井孝男さん、当時の自民党の衆議院議員については次のようになっています。BRCの見解が176ページ、「藤井議員の社会的評価を低下させ、その名誉を侵害したと認められる」、それから次の177ページ「テレビ朝日は重大な過失によって藤井議員の名誉を侵害する放送をしたものと言わざるを得ない」となっています。さっきとは全く逆ではあるんですが、文面だけ読むと、私のような法律上の素人からすると、政権与党の自民党には「名誉毀損にならない」、逆に野党には「名誉毀損にあたる」となっており、つまり、政権与党に対しては気を使い、野党に対しては逆に厳しくなっているんじゃないかと邪推せざるを得ないような書き方になってしまっているんじゃないかと思うわけなんです。むしろこういうところを先ほど原口大臣もおっしゃったように、BPOはここまで踏み込まないほうがむしろ誤解を招かないと思いますが、そのあたりどうでしょうか。

【宍戸構成員】 東京大学の宍戸です。この放送倫理番組向上機構が一体何をしているのかというのは、私も今、いろいろお話を伺ってなるほどとわかってきたのですが、お手元の「BRC判断基準」の255ページに「放送と人権等権利に関する委員会の運営規則」がございます。こちらの5条をごらんいただきますと、例えば「名誉、信用、プライバシー・肖像等の権利侵害、およびこれらに係る放送倫理違反に関するものを原則とする」と

書いてあるわけでございます。おそらくこういうことだろうと思うのです。例えば、放送番組によって名誉なりプライバシーが侵害された人は、BPOをスキップして裁判所に行ってもよいわけですし、それは国民に保障された裁判を受ける権利を行使しているだけのことで、それをだれかにとめられる筋合いはないわけです。いつ訴えてもよいのです。ただ、裁判所に訴えるよりもより簡易で迅速な救済を受けるものとしてBPOの人権委員会が存在しているんだろうと思います。逆に言いますと、BPO、BPOの人権委員会としては、その番組によって少なくとも委員会として人権侵害があったと思うだけのことがなければ、放送局に対してああしなさい、こうしなさいと言うことはできないでしょうということで、人権委員会のほうでも一応法的な判断は確かにする。ただ、それはあくまで当事者ではないですけれども、第三者としての、しかし裁判所とは違う機関として法的な判断をして、規則に基づいて人権救済活動を行う、あるいは行わないというだけのことなのではないかと私は思います。

【BPO（岡本）】 今、宍戸先生からご説明いただくということで恐縮しておりますけれども、要するに自律組織として、裁判所に行くのではなくて、まず放送の中の自律組織として裁判所と重なり合うような判断もしますが、あくまでも自律組織としての判断で、裁判所と同じような効力を持つものではありません。その一方でねらいは迅速性。裁判は長い期間かかる。それからBPOはお金もかかりません。そういう形でまず、放送の世界の内部でこれを認めてほしい、こういう不当なことを判断してほしいということを受けとめているということで、裁判とは別という、自分たちの中の組織として作って運営しているということです。

【濱田座長】 そろそろ予定していた時間を過ぎておりますが、広瀬さん、それから先に服部さん、嶋さんでご発言お願いいたします。

【広瀬オブザーバ】 先ほど、原口大臣からもありましたけれども、放送被害を受けた人、その権利に対して視聴者の権利というのはいったい具体的には何だということがありました。私はBPOの一番大きな役目というのは、放送被害を受けた方々の権利を回復するということと、視聴者、というのはつまりは公益です、公益との兼ね合い、つまり国民の皆さんの知る権利との兼ね合い、そのバランスをきちんととっていくというのが一番大きな役割であるだろうと思います。その場合にどちらが重いかということではなくて、まずは放送被害を受けた方、これが不当に受けた場合には、これはやはり救済がすべてに優先するだろうし、BPOの結論というのは、おおむねそういう線で来ております。ここで

番組内容に違法性が全くないならば、それはやはり公益という立場から、その放送番組を擁護していく必要がある。その一つ一つがバランスがとれているかどうか問われるべきであって、一般論としてはなかなかこれは片づかないだろうという気がいたします。

もう一つ、頭の中でそれぞれに判断していただきたいのは、BPOという組織ではなくて、例えばFCCと比べた場合、FCCはいったいどういうふうな判断をするだろうか。これは政治的な判断から解放されているだろうかどうだろうか。この点については、原口大臣もかなり研究されてアメリカ式のFCCがいいとは思わないということも言っております。それではいったい、日本としてはどういう機構を設けるべきか、我々も随分考えた末に全く自由な、権限は別段ない、しかし委員の皆さん、放送に関心のある弁護士さん、それから検事の経験者もいますし、学者もいます。そういう方々がさっき申しましたようなバランスを中心に議論していく、これにまさるものがあるならば、私たちもあるいはBPOもそっちでいこうということになってもいいんです。しかし、なかなかそういう組織は私は、ないだろうと思うし、BPOというのは世界で唯一の組織であって、放送倫理検証委員会を立ち上げて3年になりますけれども、この3年間に大変議論の中身なども進んできたし、世間での評価も固まって来つつある。これを育てていくのが放送事業者としては第一ではないかという気がしております。もちろん、この「砦」委員会の最終的な結論は、また十分尊重していきますけれども、現時点では、私は今日の意見を聞いてもおお、BPOのようにすぐれたものはないんじゃないかという気しております。

それから、人権委員会が「違法性がない」と言い切る権限は何だと言えば、これは別段法的な権限があるわけじゃなくて、違法性の有無を問われていることに対して、それはありませんよ、あるいは違法性が極めて強いという場合にはまた逆の言い方もする。違法性がないという言い方は、現在も堂々と使われておりますし、だからそれでオーケーというんじゃないで、違法性はないけれども放送倫理の観点からはグレーじゃないとか、そうしたことでBPOは放送事業者に対し、強いたしなめもしております。違法性がないから、無罪解放だというような話じゃない。それ以前の、非常にグレーのところを判断してくれているという気がいたします。

以上です。

【濱田座長】 服部さん、お願いします。

【服部構成員】 行政指導のことについて、もう一度、総務省の事務担当の方にお聞きしたいんですが、これまでの会合で話しましたように、原口さんが自分が大臣になってか

ら一度もそういう行政指導、放送事業に対することがないことはとても私としては誇れることだということをおっしゃいましたよね、前々回でしたか。そのことに関してなんですが、原口大臣を責めるんじゃないくて、去年の4月の段階で放送があった資料集の3ページ目に出ている過去の問題になった事例の中でのTBSの「情報7days ニュースキャスター」の事案について、TBS側はそれなりの先ほど言ったようにいろんな対応策を行った後、そしてBPOの放送検証委員会がそれについて議論をしている最中に総務省が嚴重注意を行ったんです。そのことは一体どういうことなんだろうかということ。つまりは、どういうことを背景にしながらやったのかということが、行政手続法をどう読んでみても出てこないんです。つまりは、行政指導ということが相手側はそれに従わなくても任意の協力だとか、あるいは不利益な取り扱いをしないとやっているだけであって、いわゆる行政処分のように不利益処分をする理由は何だということを明示しなければいけないのとは全然違うんです。BPOという第三者機関が議論をしているときに、そのことの上を越えるような形でこういうような行政指導を行う、行政手続法のもとでの行政指導を行うということは、一体どういうところから出てくるのかということをぜひご説明いただきたい。少なくとも「情報7days」の事案については、川端委員長、放送倫理検証委員会の先ほど岡本さんからも紹介があった去年の7月17日付、談話を出しています。それはどうしてなのか。つまりBPOが真摯に議論をしている最中になぜそのようなことを総務省がしたのかということを疑問としています。その辺のことについての説明がなければ、確かに区分けとかあるいは事例数とかはわかるんですが、なぜそれができるのか、行政手続法の2条とかを読んでみても、あるいは32条を読んでみても、その辺のことが出てこないんです。そうすると恣意的な判断ではないかというような批判をどう総務省としてははねのけていくのかという、行政処分とは違う意味での処分ではないから説明しなくていいと言われちゃそれまでですが、ぜひお話しいただきたいというのが、僕は何度もこの場をお願いしていることですが、その辺ぜひご検討お願いしたいと思います。

【濱田座長】 「情報7days」のこれですね、私のほうでも確認してみたいと思いますが、これはBPOの審議に入っていたんですけど。

【服部構成員】 いや、入らないです。

【濱田座長】 入らなかったですか。

【服部構成員】 取り上げなかった。先ほど言ったように、TBS側がそれぞれ内部のできちっとした議論をし、そしてその改善策あるいは内部での処分とか、あるいは訂正

放送というかおわび放送をきちっとしているということで、入らなくていいということをして、BPOの放送倫理検証委員会は判断したということです。

【濱田座長】 なるほど、わかりました。ちょっとこれは私のほうでも確認してみたいと思います。

【嶋オブザーバ代理】 私も民間の自主的な取り組みが十分必要だと思いますし、当然BPOの果たされた役割はすばらしいと思うんですけども、今日の議論を聞いていただいて、おそらくインターネットでこれを聞いていらっしゃる方もおられると、本当にBPOこのままでいいんだろうかと思われたと思うんです。まず第1点は、郷原さん言われたように、前に言ったことに対しての改善はされていないと。それから上杉さん言われたように、声が大きい政治家が恣意的に言うのと与党、野党と私は言いませんけれども、声が大きい人が言うと、何か報告書もニュアンスが変わってくると。こういうことがあるとするならば、本当に今、原口大臣ですから行政指導が行われないうんですけども、恣意性がもしこのままあるとするならば、原点に戻りまして内藤副大臣、最初におっしゃっていましたが、アメリカのFCCがいいとは私も思いませんけれども、ここにありますが、政府から独立した行政委員会が放送行政を担うことが重要という意見もあったようですので、本当にそれが必要なのかどうか。あるいはそれがやらないならばBPOはどこまで改善するのかということもきちんとして、今日聞いていらっしゃる国民は本当に大丈夫かということが、本当に真剣に思ったと思いますので、ぜひとも委員会でご結論を出していただくためには、もっと突っ込んだ議論をしていただきたいと思います。

以上です。

【濱田座長】 ありがとうございます。

もうお時間もかなり過ぎてしまいましたが、どうしてもご発言をということがございましたら、手短かにいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

今日は、いろいろな角度からご意見をいただきましたが、論点はかなり絞られてきているという印象を受けております。いつもと同じですが、本日いただいたご意見の取り扱いについては、大臣はじめ政務三役と座長、座長代理にご一任をいただくということで、お許しいただいて今後の議論の枠組みをつくりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【濱田座長】 ありがとうございます。

それでは、これで議論は終わらせていただければと思いますが、最後に原口大臣のほう

から一言お願いでよろしいでしょうか。

【原口大臣】 本当にありがとうございました。BPOを責める気は全くありません。本当に大変な作業をしてくださっていると思います。また、ADR的な機能がBPOに期待をされているとするのであれば、逆にそれを強固にする仕組みというのは一体何なのかということがさらに議論をされるべきじゃないかと思います。自主的な機関を飛び越えて総務省が何かをやるか。私の時代はそれはやりたくないし、やるべきじゃないと考えていますが、しかし、あくまでそれは自主規制機関であるとする、それは行政を縛るものではないという別のほうからの意見も出てくるのかもわかりません。また、これもご質問申し上げましたが、視聴者の基本的人権というのは一体何なのか、それは単にそこで材料として使われて、そして不服があるということだけでは私はないと思います。視聴者の知る権利、広く公正に公平に情報を選択する権利、これを少しブレイクダウンしてご議論をいただくと、私たちが守りたいもの、あるいは守らなければいけないものの正体、その本質というものが見えてくるのではないかということをご議論を伺いながら聞いておりました。

本当に真摯なご議論をいただきまして、大臣が自ら質問するというのは次回はやめたいと思います。乱入に近いものでございまして、そのことを結びにおわびを申し上げて、また次回もよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

【濱田座長】 どうもありがとうございました。

それでは、次回会合の予定については、事務局より別途後ほどご連絡をさせていただければと思います。

以上で第8回の会合を終了いたします。どうもありがとうございました。

以上